

2026年4月30日

〒107-0062

東京都港区南青山六丁目2番9号

MTM Capital 株式会社

代表取締役 嶋田 智樹 様

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号

株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷 佳津年

質問状（6）

株式会社地域新聞社（以下「当社」といいます。）は、2022年10月24日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、当該方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議し、2022年11月24日開催の第38期定時株主総会において承認を受けておりましたところ、本対応方針は、2025年10月17日開催の取締役会において所要の変更を行った上で更新する旨決議され、当該更新は、2025年11月30日開催の第41期定時株主総会において承認されております。

その後、当社は、2026年1月16日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応策）に関する共同協同行為の認定についてのお知らせ」でお知らせしましたとおり、同月15日開催の当社取締役会において、当社独立委員会による勧告を踏まえて、貴社、合同会社YN企画（以下「YN企画」といいます。）、バイオセラミック株式会社、合同会社Happy horse、KING 有限責任事業組合、静岡エネルギー株式会社、株式会社日本シーサプライ、中谷正和氏、野本豊氏及び鈴木祥元氏（以下総称して「認定対象株主」といいます。）の間に「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（以下「共同協同行為」といいます。）に該当する行為が行われていると判断いたしました。

さて、貴社は、2026年4月22日付け「大量保有報告書」（以下「本大量保有報告書」といいます。）によれば、当社株式383,500株（議決権比率5.09%）を信用取引にて保有する株主であり、貴社との間に共同協同行為に該当する行為が行われていると判断しているYN企画が信用取引にて保有する当社株式975,000株（議決権比率12.94%）と併せただけでも議決権割合は合計18.03%となります。

また、当社は、2026年4月21日付け「【独自】地域新聞社、経営陣と株主が再び対決へ／ウルフパック疑惑をかけられた投資会社の代表を直撃、株主総会で波乱も」と題する東洋経済

オンラインの記事（以下「本記事」といいます。）において、貴社の代表取締役である嶋田智樹氏（以下「嶋田氏」といいます。）が、当社株式を取得する意向を示したこと、及び、貴社が『地域新聞社への価値回復提案』と題する特設ウェブサイト（以下「本特設サイト」といいます。）を開設したことを確認しております。

1 本対応方針に定める手続の遵守について

上記のとおり、貴社及び YN 企画が信用取引にて保有する当社株式を併せただけでも議決権割合は合計 18%を超えているところ、仮に他の認定対象株主が保有する当社株式の議決権割合と合算して 20%以上となるような当社株式の取得を意向表明書の提出等を行わずに実施された場合には、そのような株式取得自体が本対応方針に定める手続の新たな不遵守となることにご留意ください。

2 質問事項について

下記の各事項につきまして、**2026年5月12日（火）までに**書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。ご回答の際は、署名・押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

記

（1） 貴社による YN 企画への当社株式の売却経緯

- 嶋田氏は、本記事において、貴社による当社株式の売却に際して、売却先として YN 企画を選定することになった経緯について、「YN 企画はブローカーから株の売却先として紹介を受けた」と説明されておりますが、その詳細（当該ブローカーの具体的な氏名・名称、並びに、貴社及び嶋田氏と当該ブローカーとの関係を含みますが、これに限りません。）について明確にご回答ください。

（2） 当社株式取得の経緯

- 本大量保有報告書によれば、貴社による当社株式の保有目的は「重要提案行為を行うこと」とされており、また、貴社は、本特設サイトにおいて、当社の現経営陣の保身と利益相反が、資本政策や資本配分を通じて株主価値を棄損しているとして、現経営陣を批判した上で、ガバナンス不全を是正するために経営体制の刷新が必要であるとの立場を

表明しております。このような表明からは、貴社は、単独又は他の株主と協調して、当社の経営支配権に影響を及ぼすような規模の当社株式を取得し、当社役員の選解任に関する株主権の行使を企図されていることが窺われます。そこで、①貴社が取得（証券会社との間の信用取引による取得を含みますが、これに限りません。以下同じです。）を予定ないし検討している当社株式の数及びその取得時期、②貴社が予定ないし検討している「重要提案行為」の具体的な内容（臨時株主総会の招集請求及び株主提案、並びに、その具体的な議題や議案を含みますが、これに限りません。）及びその実施時期、並びに、③上記①及び②に関して貴社が意思連絡を行っている又は今後意思連絡を行う可能性がある者がいる場合には、その氏名・名称をご回答ください。

(3) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・ 貴社の2025年12月18日付け「回答書」において、当社の株式取得・議決権行使に関して他の株主との間での意思連絡はない旨回答いただいておりますが、今回改めて行われた当社株式の取得について、第三者（YN 企画及び能勢元氏を含みますが、これらに限りません。）との間で、当社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的な内容、関与時期及び関係者についてご教示ください。
- ・ 第三者（YN 企画及び能勢元氏を含みますが、これらに限りません。）との間で、当社以外の会社の株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的な内容、関与時期及び関係者についてご教示ください。

以 上